

平成29年度 第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時

平成29年8月1日（火） 15時00分～16時15分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮原 進（一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）
副部会長 薄井 タカ子（薄井博・タカ子税理士事務所税理士）
特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）
特別委員 今野 廣（旭川工業高等専門学校名誉教授）
特別委員 大野 剛志（旭川大学保健福祉学部准教授）
特別委員 岡本 俊介（留萌市建設業協会事務局長）
特別委員 遠藤 孝夫（稚内北星学園大学情報メディア学部教授）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 弘行
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興） 下岡 司
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 宮木 悠美子
宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 江刺 憲佑
宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 土居 志奈乃

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ調査員 高橋 豊

4 傍聴者

0名

5 審議事項

「富良野ショッピングセンター」（富良野市）の法第6条第2項（変更）の届出について

6 議事要旨

(1) 「富良野ショッピングセンター」（富良野市）の法第6条第2項（変更）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは、質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・オープンなどの混雑時における交通整理員の人員の配置数について、充足していることを説明。
 - ・冬期間の駐車場内における堆雪について、適時排雪することにより収容台数は確保されていることを説明。
- (2) 事務局から、「ホームックニコット利尻店」(利尻富士町)の法第5条第1項(新設)の届出及び「ケーズデンキ旭川大雪通店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について事務的説明を行った。
- (3) 部会長から平成28年11月28日に札幌市において開催された「平成28年度北海道大規模小売店舗立地審議会」の開催概要について報告された。
- (4) 事務局から次回開催日程を協議した結果、9月1日(金)15時からとした。
また、今年度の審議案件についての連絡を行った。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(富良野ショッピングセンター)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、駐車場台数については、指針で定める必要駐車場台数の算式そのものの数値（344台）によらず「既存類似店のデータ」を使用して算出された必要駐車場台数（254台）を採用しているが、当該算出方法は指針において認められている手法であり、本件がその手法をとることについて、条件を具備しており妥当である（特別の事情にあたる）と考えられること、また、指針から算出される台数と比べても、周辺的生活環境に大きな影響を与えることにはなりにくいと考えられることから、指針で定める特別の事情にあたるものと判断している。また、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮事項は満たしている。

富良野市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。